平成２０年（フ）第１９６号
福島市笹木野字由添26番地の５
破産者　丹治　藤吉
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２０年（フ）第４４０号
埼玉県川口市芝下１丁目１番７―702号
破産者　榎本百合子
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第２５６号
横浜市中区錦町５番地　本牧ポートハイツ17号棟508号室
破産者　古山　静男
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３８６号
神奈川県藤沢市打戻1789番地古里住宅12―206
破産者　平舘　光志
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第２１０号
滋賀県彦根市京町２丁目４番40―202号、開始決定時の住所米原市岩脇372番地54、開始決定時の住民票上の住所滋賀県彦根市中央町６番７号
破産者　若林　成幸
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２０年（フ）第１１９２号
大阪市天王寺区生玉町２―10　戎フルール谷九201号、住民票上の住所大阪市東住吉区駒川３丁目７番５号　メゾンエスポワール301号
破産者　中川義弘こと　松村　貴志
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第９１４号
広島市東区中山東１丁目12番15―201号
破産者　池本　隆之
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第１２１８号
北九州市小倉北区金田２丁目６番１―1002号
破産者　徳永　節男
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第３２４号
北九州市八幡西区熊西２丁目３番19―708号
破産者　前田　睦子
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２０年（フ）第３２号
東京都大田区大森西７丁目４番37号　伊藤マンション201号、開始決定時住所福島県南会津郡南会津町塩ノ原360番地
破産者　芳賀　祐助
1　決定年月日　平成21年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２０年（フ）第３６６号
福井県鯖江市水落町４丁目４番６号
破産者　末本　秀則
1　決定年月日　平成21年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第１６８号
岐阜県可児市清水ケ丘５丁目159番地
破産者　松本　恒勇
1　決定年月日　平成21年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２０年（フ）第４９４号
静岡県浜松市中区上島７丁目14番17号、前住所静岡県浜松市西区湖東町1169番地の197　湖東団地Ｃ３―203
破産者　福島　光子
1　決定年月日　平成21年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第８２号
神戸市北区鹿の子台北町４丁目26番５号
破産者　西村　正彦
1　決定年月日　平成21年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２０年（フ）第１１６号
鳥取県米子市彦名町43番地１
破産者　足羽　弘行
1　決定年月日　平成21年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２０年（フ）第１１８号
鳥取県米子市彦名町43番地１
破産者　足羽　睦美
1　決定年月日　平成21年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２０年（フ）第３０１号
鳥取県米子市上後藤５丁目12番23号
破産者　山形　俊夫
1　決定年月日　平成21年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部